

刈草の引き取り希望者を募集します

雲仙復興事務所では、水無川・中尾川の導流堤の除草で発生する刈草の有効活用を目的として、発生した刈草を希望者に**無償**で提供いたします。

ご希望の方は、引取りにおける条件と注意事項をご理解のうえお申し込み下さい。

【引取り条件及び注意事項】

- ・刈草の積込・運搬は申し込み者にて行ってください。
- ・刈草を自ら利用するに方限ります。(転売目的の方への提供はできません)
- ・申し込み順に提供します。(申し込み多数の場合は提供できない場合があります)
- ・刈草の積込・運搬時に、導流堤等の施設に損傷を与えないようお願いします。
- ・刈草には、取り切れないゴミ等異物が混入している場合があります。

《 **申込×切** 》 平成23年1月31日(月)まで

ただし、締め切り日時点で引取り希望量に達しなかった場合には、引き続き受け付けます。

《 **申し込み・問い合わせ先** 》

国土交通省 雲仙復興事務所 砂防課

【電話】0957-64-4171 【FAX】0957-63-5850

※詳細は別紙の『刈草引き取り申込書』の【**引き取り条件及び注意事項**】をご覧ください。

刈草引き取り申込書

国土交通省雲仙復興事務所管内の除草作業で発生した刈草について、当方で引き取りたく申し込みします。

住所: _____

電話番号: _____

希望数量: _____ 【目安で結構です(例:軽トラック●台分など)】

用途: 家畜の飼料 ・ 敷きワラ ・ 堆肥 ・ その他(_____)

引き取った刈草は、不法投棄や転売をしないよう責任を持って管理し、上記申し込み事項ならびに引き取り条件及び注意事項に基づき有効利用することを確約します。

平成 年 月 日

国土交通省九州地方整備局
雲仙復興事務所長殿

氏名 _____ 印 _____

【引き取り条件及び注意事項】

1. 刈草の積込・運搬は申請者にて行ってください。
2. 引き取り後の刈草は、自ら利用してください。
不法投棄ならびに転売など営利目的に使用しないでください。
3. 刈草は申し込み順に提供しますので、申し込み多数の場合は、希望する量が確保できない、または、提供ができない場合があります。
4. 積込・運搬時に導流堤等の施設に損傷を与えないようお願いします。
万が一、損傷を与えた場合は、原因者の責任において雲仙復興事務所の指示のもとに、原形に復旧していただきます。
5. 除草作業実施前には、大きな異物を除去しておりますが、取りきれないゴミ等の異物が混入している場合があります。
6. 搬出する刈草等の飛散防止のための安全対策には十分注意し、万が一、けが等を負わせた場合は、原因者の責任において対応していただきます。また、飛散した場合には清掃を行ってください。
7. 刈草には、いろいろな種類の草が混在しております。
希望される方で、用途に適合しているか判断願います。万が一、提供した刈草により農作物及び家畜等に事故等が発生しても、雲仙復興事務所は一切の責任を負いません。

◆個人情報の保護

提供頂いた情報等の取扱いについては、個人情報保護法等の趣旨に則り適正に管理させていただきます。